

事 務 連 絡  
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 児童館事業 ご担当者 様  
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局  
子育て支援課 健全育成係

### 児童館に係る Q & A について

日頃より、子ども・子育て支援施策及び子どもの健全育成の推進にご尽力、ご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、児童館における児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）の員数については、児童厚生員 1 名とそれ以外の者 1 名とすることが可能であることを 2018 年度中に明確化することとされました。

当該閣議決定を受け、下記事項について、ご連絡させていただきますので、ご了承くださいととともに、各都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知していただきますようお願いいたします。

### 記

- ・ 別添 1 「児童館に係る Q & A」

以上

【連絡先】  
厚生労働省子ども家庭局  
子育て支援課 健全育成係  
電話：03-5253-1111（内線 4966・4847・4845）  
E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp

## 児童館に係るQ&amp;A

【平成31年3月29日現在】

No	該当項目	質 問	回 答
1	設置運営要綱	児童館における児童厚生員の配置人員について、地域の実情に応じて、児童厚生員1名とそれ以外の者1名とする取り扱いが可能か。	「児童館の設置運営要綱」(厚生省発児第123号平成2年8月7日付け厚生事務次官通知。以下「要綱」という。)においては、小型児童館等に置くべき職員について、2名以上の児童の遊びを指導する者(以下「児童厚生員」という。)を置くこととしている。 この点について、児童厚生員2名の配置は法令上義務付けられたものではなく、来所する児童数等を勘案し、地域の実情に応じ2名のうち1名は児童厚生員を補助する役割の者とするは、自治体の裁量により可能である。